

水道・下水道

水道

◆引越しなどで水道・下水道の使用を開始するとき、中止するとき、名義を変更するとき、口座振替等のお問合せは、次の届け先へご連絡ください。

上下水道お客様サービスセンター

☎ 251-1132 ・ ☎ 270-7250

〔受付時間〕

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後7時(土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

※3月・4月の土、日、祝日は午前8時30分～午後5時も受付。

※FAX・インターネットの場合は24時間受付。

インターネット

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/suido/ryokin/tenkyotop.html>

◆下記のご相談・お問い合わせなどは、直接ご連絡ください。

| 連絡・相談場所 | 葵区・駿河区 | 清水区 |
|------------------------------|--|------------------------------------|
| ①使用水量や料金について | お客様サービス課検針係 ☎270-9106 ☎270-9115 | 水道事務所営業係 ☎354-2742 ☎351-3472 |
| ②水道管理設工事について | 水道管路課 ☎270-9129 ☎270-9131 | 水道事務所建設係 ☎354-2725 ☎351-3472 |
| ③新築等により水道を新たに引きたい | お客様サービス課給水装置係 ☎270-9135 | 水道事務所給水装置係 ☎354-2745 |
| ④(突然)断水やにごりが出たら | 水道管路課 ☎202-8513 ☎282-4729 | 水道事務所維持係 ☎354-2734 ☎351-3472 |
| ⑤道路上の水漏れについて | | |
| ⑥夜間、休日、祝日の水道の修理・相談 | 静岡給排水修繕センター ☎248-7812 | 清水給水修繕センター ☎345-5270 |
| ⑦水道メーターの位置や口径などの変更・宅内配管などの修繕 | 直接上下水道局指定の工事業者へ | |
| ⑧水道の水質について | 水質管理課 ☎363-6651 ☎363-6688 | |
| ⑨市営簡易水道について | 水道施設課(葵北施設係) ☎207-9470 ☎207-9472 | |

◆駿河区(お客様サービス課)では、上下水道の管網図の閲覧や料金収納などの窓口業務を行っています。 ☎287-8691

◆蒲原支所(水道事務所営業係)では、料金収納業務を行っています。 ☎385-7750

◆1か月あたりの水道料金(消費税込み)

| | 使用水量(m ³) | 水道管の太さ(口径) | | |
|--------------------------------|---|--------------|--------|--------------|
| | | 13ミリ 20ミリ | 25ミリ | 30ミリ 40ミリ |
| ①基本料金 | | 770円 | 1,100円 | 2,882円 |
| ②従量料金(使用水量1m ³ につき) | 10m ³ まで | 66円 | | |
| | 10m ³ を超え 20m ³ まで | 117円70銭 | | |
| | 20m ³ を超え 50m ³ まで | 156円20銭 | | |
| | 50m ³ を超え 100m ³ まで | 181円50銭 | | |
| | 100m ³ を超え 500m ³ まで | 201円30銭 | | |
| | 500m ³ を超える分 | 214円50銭 | | |

◆水道料金の計算例

1か月で26m³使用(13・20ミリの口径)の場合の料金は
(770円) + (66円 × 10m³) + (117円70銭 × 10m³) + (156円20銭 × 6m³) = 3,544円(1円未満の端数切り捨て)
水道管の太さ(口径)50ミリ以上使用の場合の料金については下記へお問い合わせください。

| | |
|-------------|------------|
| お客様サービス課検針係 | ☎ 270-9106 |
|-------------|------------|

・市営簡易水道の料金については、基本料金、従量料金とも上記「水道料金」表に記載の料金と同額です。また使用料金も同様に算出します。

◆水道料金の支払方法

水道料金は下水道使用料と併せ、2か月ごと検針した使用水量に基づき、まとめて2か月分をお支払いいただきます。

◇方法

- ・口座振替(使用者の指定預金口座から自動的に支払う)
- ・請求書(金融機関、コンビニエンスストア等で支払う)

◆検針業務にご協力ください

上下水道局では2か月に一度(月の前半)、上下水道局が委託した検針員が水道メーターの検針に伺います。ぜひのことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- ・近くに犬をつないだり放し飼いをしないようにしてください。
- ・庭木は後々根が張って漏水の原因になりますから離れた場所に植栽してください。
- ・メーターボックスはお客様の財産です。中やまわりは、いつもきれいにしておいてください。

※メーターは計量法に基づき定期的に取り替えを行います。(取替えにかかる費用は無料です。)

◆漏水調査にご協力ください

上下水道局では漏水防止対策として定期的な漏水調査を行っています。

下水道

◆下水道が使えるようになったときは

下水道管理設工事が完了して、下水道を利用できるようになったときは、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽便所は3か月以内に直接下水道管につながることが法律や条例で義務付けられています。ぜひ、ご協力ください。

◆建物などの建築予定のある人は

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 葵・駿河区 | 下水道維持課 排水設備係 | ☎ 270-9235 |
| 清水区 | 下水道事務所 排水設備係 | ☎ 354-2744 |

市街化区域で、建物などの建築予定のある人は、建築前に公共下水道の有無を担当課の台帳で確認してください。

◆下水道への接続工事は

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 葵・駿河区 | 下水道維持課 排水設備係 | ☎ 270-9235 |
| 清水区 | 下水道事務所 排水設備係 | ☎ 354-2744 |

家庭の汚水を公共下水道に流すための工事をするときは、市指定の工事店以外では施工できません。指定工事店は責任を持って工事を行います。指定工事店については担当課へお尋ねください。

◆水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

| | |
|-----------------|------------|
| 下水道総務課 下水道接続推進係 | ☎ 270-9206 |
|-----------------|------------|

公共下水道へ切り替え工事をするときに、静岡市が指定する金融機関から工事に必要な資金の融資を受けられる制度で、利子は市が負担します。希望者は、切り替え工事を依頼するときに指定工事店に申し出てください。(ただし、新築及び法人は対象外です。)

◇融資あっせん内容等

- ・融資金額 工事費の範囲内で200万円まで
- ・利率 無利子
- ・償還方法 元金均等月賦償還
(12か月、24か月、36か月、48か月、60か月)

◆私道共同下水管設置費補助金制度

| | |
|-----------------|------------|
| 下水道総務課 下水道接続推進係 | ☎ 270-9206 |
|-----------------|------------|

私道に共同で下水道管を設置する人には、補助金を交付します。希望者は工事を依頼するときに、指定工事店に申し出てください。

◇補助金内容等

- ・市算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助
ただし、下水道が利用できるようになった区域として公示された日から3年を経過した私道に対しては、上記の90%を補助

◆下水道使用料(1か月・消費税込み)

水道水を公共下水道へ排水している場合は、水道水の使用水量に応じて、また井戸水を公共下水道へ排水している場合(家事用、メーター無し)は、世帯の人数に応じて下水道使用料を計算します。

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 葵・駿河区 | お客様サービス課 検針係 | ☎ 270-9106 |
| | | ☎ 270-9115 |
| 清水区 | 水道事務所 営業係 | ☎ 354-2742 |
| | | ☎ 351-3472 |

◇水道水をご使用の方

1か月あたりの下水道使用料(消費税込み)

| 区分 | 使用水量 | 金額 |
|---|---|-----------|
| 基本使用料 | | 1,017円50銭 |
| 従量使用料 (排出量1m ³ につき) | 0m ³ を超え10m ³ まで | 38円50銭 |
| | 10m ³ を超え20m ³ まで | 137円50銭 |
| | 20m ³ を超え30m ³ まで | 159円50銭 |
| | 30m ³ を超え50m ³ まで | 176円 |
| | 50m ³ を超え100m ³ まで | 192円50銭 |
| | 100m ³ を超え200m ³ まで | 209円 |
| | 200m ³ を超え500m ³ まで | 220円 |
| 500m ³ を超え1,000m ³ まで | | 231円 |
| | 1,000m ³ を超える分 | 242円 |

◇井戸水をご使用の方

1か月あたりの下水道使用料(家事用・消費税込み)

| 世帯人数 | 認定水量 | 使用料 |
|------|--------------------------|--------|
| 1人 | 11m ³ | 1,540円 |
| 2人 | 18m ³ | 2,500円 |
| 3人 | 25m ³ | 3,570円 |
| 4人 | 29m ³ | 4,210円 |
| 5人 | 33m ³ | 4,900円 |
| 6人以上 | 1人につき2m ³ を加算 | |

水道水と併用で使用している方や、業務用で使用している方については、上記と異なる場合がありますので担当課にお問い合わせください。

新たに井戸水を使用するときは担当課へ届け出てください。また、水道水、井戸水等の使用水の種類が変わるときや、世帯人数・用途が変わるときは担当課へ届け出てください。

・下水道使用料の計算例

1か月で26m³使用の場合の使用料は
(1,017円50銭) + (38円50銭 × 10m³) + (137円50銭 × 10m³) + (159円50銭 × 6m³) = 3,734円(1円未満は端数切捨て)

◆下水道使用料の支払い方法

下水道使用料は、2か月ごと検針した使用水量に基づき(水道料金と併せ)、まとめて2か月分をお支払いいただきます。

◇方法

- ・口座振替(使用者の指定預金口座から自動的に支払う)
- ・請求書(金融機関、コンビニエンスストア等で支払う)

◆トイレなど宅地内の排水管が詰まったときは

直接、指定工事店へご連絡ください。
なお、費用は所有者の負担となります。

◆受益者負担金制度

| | |
|-----------------|------------|
| 下水道総務課 下水道接続推進係 | ☎ 270-9206 |
|-----------------|------------|

下水道は、道路や公園などと異なり、整備された区域の方しか利用できません。

この制度は、下水道が使えるようになった土地の所有者等に対して、一度限り土地の面積に応じて下水道の建設費の一部を負担していただくものです。

下水道整備区域内のすべての土地が負担金の対象となります。

◇納付方法等

- ・納付書払(金融機関の窓口で支払う)
- ・5年間で15回分割納付、または一括納付
- ・一括納付の場合、報奨金制度があります。
(負担金額により15%又は20%の割引)

◆雨水貯留浸透施設設置等助成制度

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 葵・駿河区 | 下水道維持課 排水設備係 | ☎ 270-9235 |
| 清水区 | 下水道事務所 排水設備係 | ☎ 354-2744 |

下水道全体計画区域内で住宅等の敷地へ雨水貯留浸透施設を設置する場合は、その費用の一部を補助金として交付します。希望者は上記にお申し出ください。

◇補助対象施設

- ・雨水浸透ます(A型、B型)
- ・雨水貯留タンク(200リットル以上)
- ・不用浄化槽転用施設

◇補助額

設置費の3分の2(限度額あり)

🗑️ごみの収集・分別と出し方／し尿と浄化槽

家庭ごみの出し方について

| | | |
|-----------|----------|------------|
| 収集業務課 | | ☎ 221-1365 |
| 葵区 駿河区 | 沼上収集センター | ☎ 264-1900 |
| 清水区 | 清水収集センター | ☎ 366-2751 |
| | 蒲原支所 | ☎ 385-7730 |

- ◆ごみ袋は「静岡市家庭用指定袋」または「認定袋」を使用してください。
- ◆ごみは必ず分別して、決められた日の当日、朝8時30分までに出してください。 ※前日や夜間は不可。
- ◆集積所は、自治会・町内会等地域で管理しています。お住まいの地域の決められた集積所に出してください。
※他地域へのごみ出しはしないでください。
※葵区安倍6地区にお住まいの方は、「ごみの出し方・分別ガイドブック(安倍6地区)」をご覧ください。

可燃ごみ(三区共通)

- ◆収集日は、毎週2回です。(お住まいの町等により収集曜日が異なります。)
- ◇可燃ごみの例 ※一度に出せる量は10袋まで。
生ごみ、プラスチック製品(ペットボトルを除く)、皮製品、木製品、リサイクルできない紙類、ふとんなど。
- ◇引っ越しごみまたは庭の草・剪定枝などの多量ごみは、清掃工場に直接持ち込むか(無料)、市の許可業者(有料)に依頼してください。
・市の許可業者

| | | |
|-------|----------------|------------|
| 葵・駿河区 | 一般財団法人 静岡市環境公社 | ☎ 278-8161 |
| 清水区 | 清水一般廃棄物処理業協同組合 | ☎ 366-8684 |

不燃・粗大ごみ(三区共通)

- ◆電話・インターネット等から申し込まれたお宅に月1回、戸別収集に伺います。(お住まいの町等により収集曜日が異なります。)必ず収集日の1週間前の同じ曜日までにお申し込みください。 ※1回に出せる量は7点以内です。

不燃・粗大ごみ受付センター

☎ 0120-532-471 (ごみにしらない)

静岡県外・一部IP電話からは、フリーダイヤルはご利用いただけない場合があります。その場合は、☎054-249-3930(通話料有料)をご利用ください。

※受付時間:月～金曜日(年末年始を除く)の午前9時～午後7時
※祝日(土・日を除く)も受付しています。

- ・インターネット:<https://gomi.city.shizuoka.jp/>
- ※インターネットの申し込みは品目に制限があります。

◇そのまま出せる物(それぞれ1点と数えます。)

自転車、たんす、扇風機、ソファ、ステレオなど。

◇袋に入れて出す物(袋1つを1点と数えます)

- ・瀬戸物、電球、コップなど小物類は、市指定袋または認定袋に入れてください。
- ・袋に入れて出す小物類のうち、金属含有率がおおむね60%以上のものは小物金属類として袋を分けてください。
- ・蛍光灯は他の不燃・粗大ごみと分け、「購入時の箱」か「中が見える袋」に入れてください。(7点の制限には数えませんが、蛍光灯のみも可)
- ・充電式電池の取り外しが困難な電化製品(電子タバコ・充電式掃除機等)は、他の不燃・粗大ごみと分け、「中が見える袋」に入れてください。(7点の制限には数えませんが)
- ・乾電池、使い捨てライター、水銀入り体温計は、中が見える小袋に入れ、ほかの物と分けて出してください。(7点の制限には数えませんが)
- ・鋭利な物は紙で包むなど、危険防止をして出してください。
- ※金属類とその他不燃・粗大ごみを分別して収集しています。

◆ふれあい収集

不燃・粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難な高齢者(65歳以上)、障害者のみの世帯等を対象に、清掃員が屋内から運び出し収集を行い、日常生活の負担を軽減する「ふれあい収集」を行っています。受付センターへ電話でお申し込みください。

古紙集団回収(三区共通)

収集業務課

☎ 221-1074

- ◆古紙類(新聞、雑がみ、雑誌、段ボール、紙パック)、古布類は地域の自治会、町内会、子供会、PTA等が独自に行う集団回収に出してください。回収日、場所等は実施団体に直接確認してください。

菓子箱、ティッシュの箱、包装紙、はがき、封筒等の雑がみ類は紙袋に入れたり、雑誌の間に挟むなどして出してください。古紙類を、スーパーマーケット等に出すこともできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

葵区、駿河区の家庭ごみの分別と出し方

- ◆可燃ごみ(毎週2回収集)
三区共通です。(P53参照)
- ◆不燃・粗大ごみ
三区共通です。(P53参照)
- ◆資源回収(毎月1回収集)
- ◇びん類
キャップをはずし、中を水洗いして集積所のコンテナに横に寝かせて入れてください。
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。
- ◇缶類
中を水洗いして市指定袋又は認定袋に入れて出してください。
- ◇スプレー缶
必ず使い切り、穴を開けずに中の見える袋に入れ、袋に「スプレー缶」と表示して集積所に出してください。他の缶類とは袋を分けてください。
- ◇その他
やかん、フライパン、なべ、ポウル、スプーン等の小物で金属製の日用品(家電品を除く)は缶類と別の市指定袋又は認定袋に入れてください。
- ◆ペットボトル
ラベルとキャップをはずし、中を水洗いし踏みつぶしてから、公共施設等に設置された回収箱に出してください。
※回収場所は「ごみの出し方・分別ガイドブック(葵区・駿河区)」をご覧ください。
※安倍6地区にお住まいの方は、出し方が異なるごみの種類があります。詳しくは「ごみの出し方・分別ガイドブック(安倍6地区)」をご覧ください。

清水区の家庭ごみの分別と出し方

- ◆可燃ごみ(毎週2回収集)
三区共通です。(P53参照)
- ◆不燃・粗大ごみ
三区共通です。(P53参照)
- ◆びん・缶・ペットボトル(毎月1回収集)
- ◇ペットボトルはラベルとキャップをはずし、中を水洗いし、踏みつぶしてから専用の回収箱へ入れてください。
- ◇びんはキャップをはずし、水洗いしてから、分別して出してください。
- <清水区(蒲原・由比地区を除く)>
- ◇びんの分別 生きびん…ビールびん、一升びんに分けて黄色のコンテナへ
再生びん…無色、茶色、その他の色に分けて青色のコンテナへ
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。
- ◇缶は中を水洗いし、アルミとスチールに分別して、集積所のネットに入れてください。スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けずに集積所のスプレー缶用ネットに入れてください。
- <蒲原・由比地区>
- ◇びんの分別 生きびん…ビールびん、一升びんは、指定のコンテナへ
再生びん…生きびん以外のびんは、「その他のびん」のコンテナへ
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。

- ◇スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けずに中の見える袋に入れてください。
・他の缶類とは別の袋に「スプレー缶」と表示して集積所に出してください。
- ◇缶の分別
・中は水洗いしてください。
蒲原：アルミ缶とスチール缶を分別し、それぞれ市指定袋又は認定袋に入れ、決められた集積所へ出してください。
由比：スチール缶…決められた集積所の「コンテナ」へ入れてください。
アルミ缶…市指定袋又は認定袋に入れて、コンテナ等の横へ置いてください。

家電リサイクル法により 市で取り扱いできない家電4品目

ごみ減量推進課

☎221-1361

不用になったエアコン、テレビ(ブラウン管型・液晶型・プラズマ型)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理方法は、次のとおりです。

- ①購入した家電販売店又は同種の機器を買い換えた家電販売店にリサイクル費用と収集運搬費用を支払い引渡す。
- ②製造メーカー、サイズを確認し、最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、指定引取場所へ持ち込む。
指定引取場所まで自分で運搬できない場合など詳しくは「ごみの出し方・分別ガイドブック」をご覧ください。

使用済小型家電リサイクル

収集業務課

☎221-1074

携帯電話やパソコンなどの使用済小型家電は、区役所等の公共施設に設置してある回収箱に投入するか、各清掃工場及び清水ごみ受付センターに直接持ち込んでください。なお、家電リサイクル法4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については回収することはできません。

回収の方法及び場所等の詳細については、静岡市ホームページをご覧ください。

◎使用済小型家電リサイクル

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006645.html
また、パソコンについては、次項目の制度を利用していただけるとも可能です。併せてご覧ください。

家庭で不用になったパソコンのリサイクル

ごみ減量推進課

☎221-1361

不用になった場合は、上記「使用済小型家電リサイクル」制度をご利用いただくか、製造メーカーに直接お申し込みください。なお、回収するメーカーのないパソコン(自作パソコン等)については、「パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)」へお問い合わせください。

し尿と浄化槽

廃棄物対策課

☎221-1264

◆し尿の収集

くみ取り便所のし尿は、市の許可業者が決められた区域内の収集を行います。

なお、市内にお住まいの方で、

- ・新たにくみ取りを業者に依頼するとき
- ・定額制で、世帯の人数が変わったとき
- ・くみ取り回数を変えるとき
- ・くみ取り便所をやめるとき

などの場合は届出が必要となりますので、廃棄物対策課へお問い合わせください。

◆浄化槽の維持管理

浄化槽を設置されている方は、定期的な保守点検、清掃及び水質に関する検査が法律で義務付けられています。

- ・保守点検は、消毒薬の補給など、浄化槽の機能が十分発揮できるように行うものです。市の登録業者と契約し、実施してください。

・清掃は、浄化槽の処理方式により異なりますが、1年又は6ヵ月に1回以上、汚泥の引き抜きが必要です。清掃を怠ると、悪臭の発生や浄化機能の低下につながりますので、市の許可業者と契約し、実施してください。

・水質に関する検査は、浄化槽で処理した水の状況や浄化槽が正常に動いているかのチェックをします。浄化槽を設置してから3～8ヵ月後に検査を受け、以後、毎年1回の検査が義務付けられています。この検査は、(一財)静岡県生活科学検査センター(☎621-5030)が有料で行います。

・下水道への切替えや、家屋の建替えて浄化槽の使用を廃止した際や、管理者を変更した際には、届出書の提出が必要です。

・1年以上浄化槽を使用されない際は、廃棄物対策課へお問い合わせください。

◆浄化槽設置の補助金制度

下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域では、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ付け替える方に、費用の一部を補助する制度があります。

※一部対象にならない地域があります。詳しくは、廃棄物対策課へお問い合わせください。





消費生活／計量／市民相談室

消費生活にかかわる相談

生活安心安全課消費生活センター相談専用電話

☎ 221-1056

(平日午前9時～午後4時)

静岡相談窓口…静岡庁舎新館1階
清水相談窓口…清水庁舎4階

訪問販売などで悪質商法の被害にあったり、消費生活に関するトラブルや疑問を感じたときは、消費生活センターにご相談ください。

また、消費者金融などで借金をし、多重債務に陥ったときもご相談ください。

◆クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引方法で契約をした場合、契約書受領日を含めて法律で定められた期間内なら、無条件で解約できる制度です(訪問販売などは8日以内、マルチ商法などは20日以内。一部クーリング・オフできない商品やサービスもあります)。

この期間を過ぎてしまってもクーリング・オフできる場合もありますので、あきらめずに相談してください。

クーリング・オフは、口頭ではなく、必ずハガキなどの書面で行ってください。そのハガキの両面コピーをとって手元に残し、簡易書留または特定記録郵便で出します。また、クレジット契約もしている場合には、信販会社にも同様の書面を出してください。

賢い消費者になるために

生活安心安全課消費生活センター

☎ 221-1054 ・ ☎ 221-1291

◆各種講座の開催

消費者問題について理解を深め、賢い消費者になっていたために、講演会や、職員等が地域に出向いて行う出前講座(くらしの出張教室)、高校生等の若年層を対象とした出前講座(若者の消費者トラブル対策講座)、消費者市民ミニ講座・消費生活に関する人材育成講座などを開催しています。

◆知識と情報を皆さんに

パンフレット、ホームページ、広報紙、各種催し物を通じて、暮らしに関する新しい知識と情報を提供しています。また、消費者問題に関係あるDVDを貸し出しています。

◆通話録音装置貸出体験事業

電話勧誘をきっかけとした消費者被害を防ぐため、65歳以上の方がいる世帯を対象に、通話録音装置の無料貸出を行っています。

◆消費者団体等

環境、省資源、安全な食生活などの消費者問題を自主的な活動により調査研究し、啓発していく消費者グループを側面から支援し、育成に努めています。

暮らしのなかの計量

生活安心安全課計量検査係

☎ 221-1057 ・ ☎ 221-1291

◆計量器(はかり)の定期検査

取引・証明に使用しているはかりは、2年に1回定期検査(有料)が義務づけられています。また、家庭用のはかりの検査(無料)も行っています。定期検査のお知らせは、広報しずおかなどで行います。

市民の日常生活に関する相談

《各区役所 市民相談室(地域総務課)》

| | |
|-------|------------|
| 葵 区 | ☎ 221-1053 |
| 駿 河 区 | ☎ 287-8698 |
| 清 水 区 | ☎ 354-2036 |

市民相談室では、日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談に対応します。複雑な相談内容や専門家の助言が必要な場合には「専門機関による特別相談」をご案内します。無料で、秘密は固く守られますから、安心してお気軽にお越しください。相談日は、広報しずおか及び市ホームページでお知らせします。

一般相談

| 相談の種類 | | 相談日時等 | | 備考 | |
|--------|------------------------------|-------|-----------|----------------------------|-----|
| 市民相談 | 日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談 | 葵区 | 毎週月～金曜日 | 午前8時30分～午後5時15分 | |
| | | 駿河区 | 毎週月～金曜日 | 午前8時30分～午後5時15分 | |
| | | 清水区 | 毎週月～金曜日 | 午前8時30分～午後5時15分 | |
| 交通事故相談 | 相談員による交通事故相談 示談、賠償、保険金請求等 | 葵区 | 毎月第1・3火曜日 | 午前9時～正午 午後1時～午後5時15分 | 予約制 |
| | | 駿河区 | 毎月第2・4火曜日 | 午前9時～正午 午後1時～午後5時15分 | 予約制 |
| | | 清水区 | 毎週月・水・金曜日 | 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分 | |

専門機関による特別相談

| 相談の種類 | | 相談日時等 | | 備考 | |
|--------------------------|--|----------|--------------------------|---------------------------------|-----|
| 交通事故相談 | 弁護士による交通事故相談 | 清水区 | 毎月第3火曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | 行政書士による交通事故後遺障害認定申請相談 ※相続(遺言、遺産分割協議)の相談も可 | 葵区 | 毎月第1月曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| 税務・法律等に 関する 相談 | 税理士相談 所得税、相続税、贈与税その他税務一般 | 葵区 | 毎月第2・3・4木曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| | | 駿河区 | 毎月第2月曜日(3月は無) | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| | | 清水区 | 毎月第3木曜日(2・3月は無) | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | 行政書士相談 官公署に提出する書類・相続・遺言に関する相談 (駿河区は入国・在留・帰化及び相続に関する相談のみ) | 葵区 | 毎月第4月曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 駿河区 | 毎月第4火曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 清水区 | 偶数月第2火曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | |
| 成年後見相談 | 清水区 | 奇数月第2火曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | | |
| 不動産・建築等に 関する 相談 | 司法書士相談 不動産登記、商業登記、相続、売買・債務整理等 (清水区は債務整理を除く) | 葵区 | 毎月第1水曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| | | 駿河区 | 毎月第3水曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| | | 清水区 | 毎月第1木曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | 弁護士法律相談 法律問題全般 | 葵区 | 毎月第1・3金曜日 毎月第2・4・5金曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 午後1時30分～午後3時 | 予約制 |
| | | 駿河区 | 毎週水曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | | 清水区 | 毎週水曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | 社会保険労務士相談 労災、賃金、パワハラ、その他労働問題 | 葵区 | 毎月第1月曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 駿河区 | 毎月第3金曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 清水区 | 毎月第3金曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| | 公証人相談 遺言や契約の公正証書等 | 葵区 | 毎月第2月曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| | | 駿河区 | 毎月第4水曜日 | 午後1時30分～午後3時 | 予約制 |
| | | 清水区 | 毎月第3金曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 |
| 住宅 | 不動産取引相談 不動産の売買や賃貸借等 | 葵区 | 毎月第2火曜日 第2・4水曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 駿河区 | 毎月第1金曜日 第3火曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 清水区 | 毎月第4火曜日 第2・4木曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | |
| | 土地家屋調査士相談 登記、測量、境界問題等 | 葵区 | 毎月第1・3木曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 駿河区 | 毎月第2水曜日 | 午後1時～午後4時 | |
| | | 清水区 | 毎月第3火曜日(8月は無) | 午前10時～正午 | |
| | | 葵区 | 毎月第1・3火曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 |
| マンション管理相談 マンション管理の諸問題 | 葵区 | 毎月第4火曜日 | 午後1時～午後4時 | 予約制 | |
| | 清水区 | 毎月第1火曜日 | 午後1時30分～午後3時30分 | 予約制 | |
| | 駿河区 | 毎月第4月曜日 | 午後1時～午後4時 | | |
| その他各種相談 | 行政相談 行政相談委員が受ける国・県・市政に対する意見・要望等 | 葵区 | 毎週月曜日 | 午前10時～正午 | |
| | | 駿河区 | 毎週水曜日 | 午前10時～正午 | |
| | | 清水区 | 毎週金曜日 | 午前10時～正午 | |
| | 葵区 | 毎月10日 | 午前10時～正午 | | |
| | 清水区 | 毎月第2火曜日 | 午前10時～正午 | | |

清水区蒲原(蒲原支所2階 ☎385-7700)

| 相談内容 | |
|----------------------------|------------------|
| 区分 | 相談日程(休日を除く) |
| 行政相談 (国等行政に関する苦情・意見・要望) | 毎月第3木曜日、午前10時～正午 |

清水区由比(清水保健福祉センター由比分館2階 ☎376-0294)

| 相談内容 | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 区分 | 相談日程 |
| 行政相談 (国等行政に関する苦情・意見・要望) | 毎月18日、(土・日、祝日の場合、翌開庁日) 午前10時～正午 |

※相談日が祝休日となる場合は、原則お休みとなります。また、相談日時が変更となることがありますので、市の広報紙で確認したり、各区役所へお問い合わせください。

路上喫煙

生活安心安全課 ☎ 221-1058 ・ FAX 221-1291

路上喫煙について

路上での喫煙は、他人の服を焦がしたり、やけどをさせたりする危険や、煙による健康への影響があります。不特定多数の人が集まる公共の場、特に小さな子どものいる場所では喫煙を控えましょう。

たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれの立場で喫煙に関するルールとマナーを考え、気持ちよく過ごすことのできる静岡市にしていきたいです。

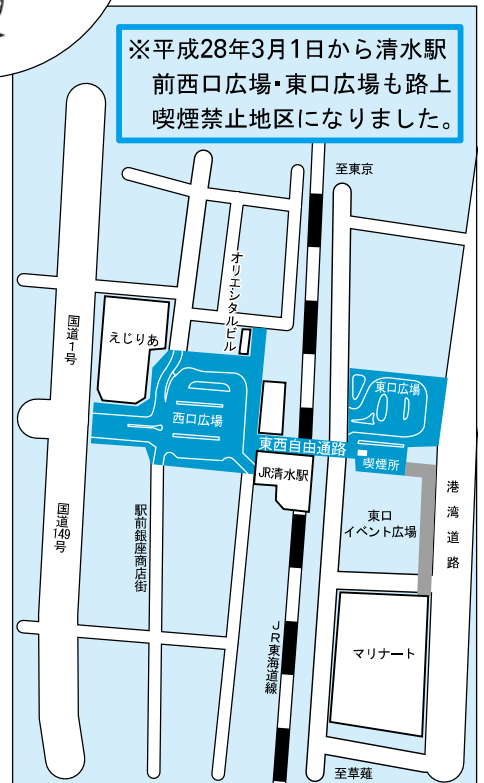
< 静岡駅周辺 >



路上喫煙禁止地区

市では、平日でも人の往来が多く、イベントなどが多く行われるような場所を路上喫煙禁止地区に指定しています。現在の路上喫煙禁止地区は地図のとおりです。禁止地区内での喫煙は2,000円の過料が科せられます。

< 清水駅周辺 >



生活環境

自転車の利用

生活安心安全課 ☎ 221-1058 FAX 221-1291

自転車保険への加入義務

静岡県及び静岡市の自転車条例(「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」「静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例」)により、自転車利用者には自転車保険(賠償責任保険)への加入が義務付けられています。

自転車を利用される方は、万が一の加害事故に備えて自転車保険(賠償責任保険)に加入してください。

※自転車事故で加害者となった場合に相手方の生命や身体の損害を補償する保険の種類は様々です。既に参加している自動車保険や火災保険などの保険で自転車事故の補償が付帯されている場合があります。まずは、現在の加入状況を確認しましょう。

放置自転車／駐輪場

交通政策課 ☎ 221-1412 ・ ☎ 221-1060
 都市計画事務所 ☎ 354-2256 ・ ☎ 352-9454

放置自転車・原付は撤去します

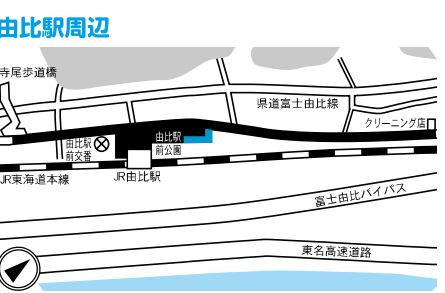
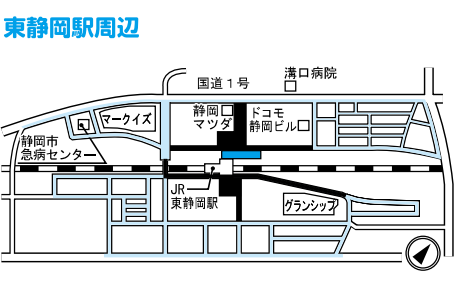
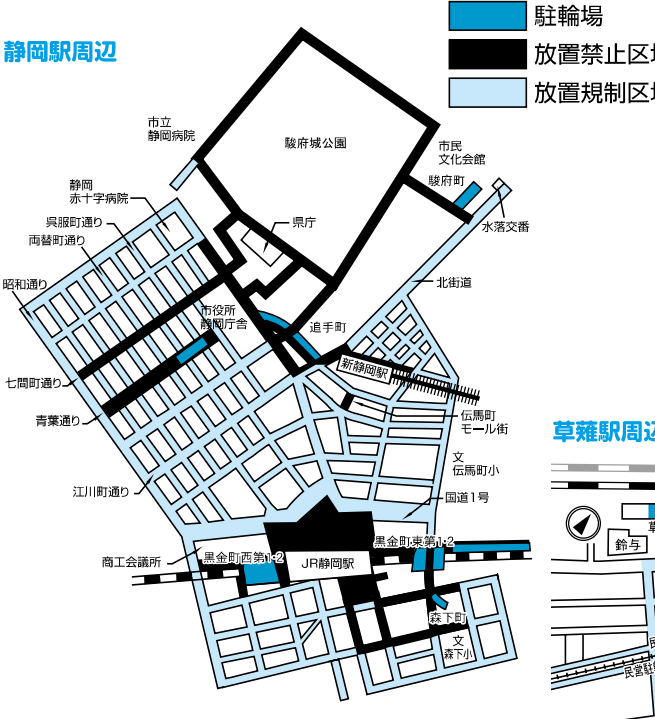
市民の皆さんが安心して歩けるまちづくりのために、JR静岡駅・東静岡駅・清水駅・草薙駅・由比駅・興津駅の周辺に放置自転車の禁止区域と規制区域を設定し、放置自転車の撤去を行っています(放置とは、利用者が自転車・原付から離れてすぐに移動させることができない状態を指します)。

| | |
|--------|-----------------|
| 放置禁止区域 | 警告後すぐに撤去 |
| 放置規制区域 | 警告後2時間経過したものを撤去 |

撤去した自転車・原付は、所有者が分かる場合は引取通知書を送付し、2か月間、保管所で預かります。引き取りにあたっては、撤去保管料(自転車2,000円、原付3,000円)をいただく他、必要なものがありますので詳しくはお問い合わせください。

駐輪場をご利用ください

駅周辺や繁華街には駐輪場があります。料金は、1日1回の利用ごとに自転車100円、原付150円、自動二輪200円(自動二輪は東静岡駅北口のみ)です(草薙駅前西の屋根なし駐輪場は自転車50円、原付70円)。定期利用もあります。



◆駐輪場一覧

葵区・駿河区

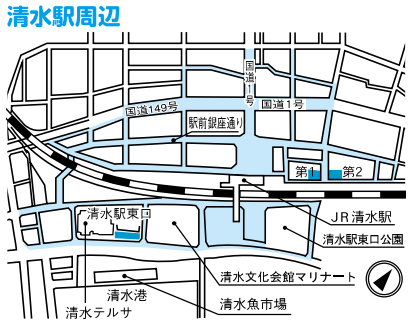
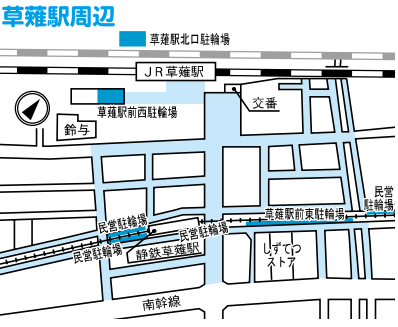
| No | 名称 | 駐輪車 | 料金 | 利用時間 |
|----|--------------|------------|----|--------------------------------|
| 1 | 青葉通り | 自転車・原付* | 有料 | 5:30~ 23:30 |
| 2 | 追手町 | 自転車 | | |
| 3 | 黒金町西第1 | 自転車 | | |
| 4 | 黒金町西第2 | 自転車・原付* | 有料 | 4:30~ 24:30 |
| 5 | 黒金町東第1 | | | |
| 6 | 黒金町東第2 | 自転車 | 無料 | 24時間 1階24時間 2階6:00~22:00 |
| 7 | 東静岡駅北口 | 自転車・原付*・自二 | | |
| 8 | 東静岡駅南口 | 自転車・原付* | 無料 | 24時間 |
| 9 | 森下町 | | | |
| 10 | 安倍川駅西口 | 自転車 | 無料 | 24時間 |
| 11 | 駿府町 | 自転車・原付・自二 | | |
| 12 | 用宗駅 | 自転車・原付*・自二 | | |
| 13 | 安倍川駅東口(平面) | 自転車 | 無料 | 24時間 |
| 14 | 安倍川駅東口(ハルカス) | 自転車 | | |
| 15 | 黒金町路上 | 自転車・原付 | 無料 | 24時間 |

*原付は、125ccまでの原動機付自転車(二輪に限る)、自二は自動二輪を指します。

清水区

| No | 名称 | 駐輪車 | 料金 | 利用時間 |
|----|----------|---------|----|----------------|
| 1 | 清水駅東口 | 自転車・原付* | 有料 | 5:30~ 24:00 |
| 2 | 清水駅西口第1 | | | |
| 3 | 清水駅西口第2 | 自転車 | 有料 | 5:30~ 23:00 |
| 4 | 由比駅前 | 自転車・原付* | | |
| 5 | 草薙駅前西 | 自転車・原付* | 無料 | 24時間 |
| 6 | 草薙駅北口 | | | |
| 7 | 草薙駅前東 | 自転車・原付* | 無料 | 24時間 |
| 8 | 清水狐ヶ崎 | | | |
| 9 | 清水桜橋 | 自転車 | 無料 | 24時間 |
| 10 | 清水桜が丘 | | | |
| 11 | 清水橋下(暫定) | 自転車・原付 | 無料 | 24時間 |
| 12 | 新清水駅(暫定) | 自転車・原付 | | |
| 13 | 蒲原駅東 | 自転車・原付* | 無料 | 24時間 |
| 14 | 蒲原駅西 | | | |
| 15 | 新蒲原駅前 | | | |

*原付は、清水駅東口・西口、由比駅前、蒲原駅東・西、新蒲原駅前については、125ccまで、その他は50ccまでの原動機付自転車(二輪に限る)を指します。



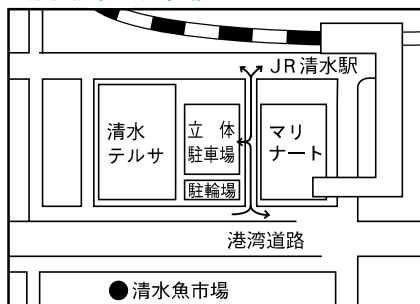
P市営駐車場など

| 名称 | 駐車車両 | 料金 | 営業時間 | 休業日 |
|---|--|-----------------------------|--------------|------|
| 清水駅東口駐車場 ☎353-2218 | 普通車・小型車・ワンボックス車 計279台 車イス使用者用5台、自動二輪車 14台 | 普通車等30分100円、自動二輪車1日1回200円 | 5:30 ~ 24:00 | 年中無休 |
| 清水千歳橋駐車場(無人) ☎255-8919 (市まちづくり公社) | 自動車38台 | 1時間100円 | 24時間営業 | 年中無休 |
| 清水柳橋駐車場(無人) (パル通り商店街駐車場) ☎255-8919 (市まちづくり公社) | 自動車52台 | 1時間100円 | 24時間営業 | 年中無休 |
| 静岡駅北パーキング ☎252-0120 (市まちづくり公社) | 自動車200台 | 最初の2時間まで30分150円、以後30分ごと100円 | 24時間営業 | 年中無休 |
| 静岡駅北口地下駐車場 (エキパ) ☎653-0353 | 普通車など400台 | 最初の30分100円、以後15分ごと100円 | 6:00 ~ 24:00 | 年中無休 |
| 静岡市役所有料駐車場 ☎255-8919 (市まちづくり公社) | 自動車80台 | 30分150円 | 9:00 ~ 20:00 | ※ |

※静岡市役所有料駐車場は、土曜・日曜・祝日と年始(1月2日~3日)のみ開放

※各駐車場の車両の大きさや高さ等の規定がありますので、大型車両や高さがある車両等は、入庫可能の有無を事前にお問合せ下さい。

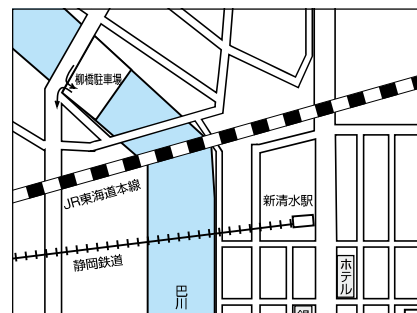
清水駅東口駐車場



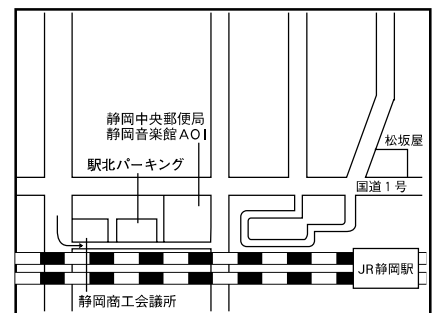
清水千歳橋駐車場



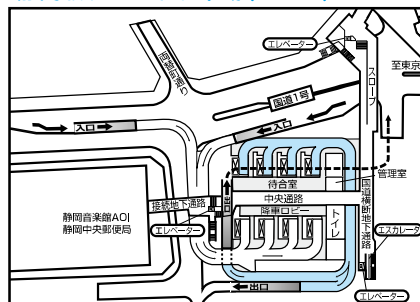
清水柳橋駐車場(パル通り商店街駐車場)



静岡駅北パーキング



静岡駅北口地下駐車場(エキパ)



静岡市役所有料駐車場



市営住宅への入居

| | |
|------------------|------------|
| 市まちづくり公社(葵区・駿河区) | ☎ 221-1253 |
| 市まちづくり公社(清水区) | ☎ 354-2238 |

◆入居資格

【世帯向け】

次の条件をすべて備えている人

- ①現に同居、または同居しようとする夫婦または親子を主体とした家族(婚約者を含む)
- ②市内に住所か勤務先がある
- ③条例で定める収入基準に該当する
- ④住民税を滞納していない
- ⑤現に住宅に困窮している
- ⑥確実な連帯保証人・緊急連絡先がある
- ⑦申込者と同居親族が暴力団員でない

【単身向け】

- 上記②～⑦に該当し、次のいずれかに該当する人
- ア 満60歳以上の人
 - イ 1級～4級の身体障害者手帳を所持している等
 - ウ 生活保護受給者、DV被害者など

◆入居者の募集

募集については、事前に広報しずおか、市ホームページや公社ホームページなどでお知らせします。

募集期間…4月、6月、8月、10月、12月、2月の1日～5日
(募集期間中の消印のみ有効)

申込方法…郵送

道路の種類、路線名等の確認をしたいとき

個人の住宅等を建築する場合、建築基準法における道路(建築予定地に接している道路)の種類についての確認は

◇建築指導課 狭あい道路係 ☎221-1238

静岡市道及び市の管理する国・県道の路線名、幅員等についての確認は


◇土木管理課 総務・道路台帳係 ☎221-1127

※市道や位置指定道路の確認は、市のホームページからも確認ができます。

※住宅等の建築の場合は、必ず現地では建設予定地に接している道路幅員等を確認するようにしてください。

道路の補修／規制情報は

道路の管理者は以下の通りです。補修の相談や要望については、各管理者に連絡してください。なお、主な道路の規制情報については、インターネットウェブサイト「しずみちinfo」でお知らせしています。パソコン、スマートフォン、タブレット端末から「しずみち」で検索可能です。

| | | |
|---|---|------------------------|
| 国道の一部 | 国土交通省静岡国道維持出張所 ※国道1号、1号バイパス、52号 | ☎278-5181 |
| 市道・県道・国道の一部 | 葵区…葵南道路整備課 (南部) 安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区を除く地域 | ☎221-1486 ☎221-1683 |
| | 葵区…葵北道路整備課 (北部) 安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区 | ☎294-1131 ☎294-1613 |
| | 駿河区…駿河道路整備課 | ☎221-1734 ☎221-1286 |
| | 清水区…清水道路整備課 | ☎354-2027 ☎351-6517 |
| 災害や道路工事による通行止めなどの規制情報は【しずみちinfo】が便利です ⇒ ⇒ ⇒  | | |
| 農道 | 農地整備課 | ☎354-2067 ☎354-2069 |
| 林道 | 治山林道課 | ☎354-2163 ☎353-6088 |

道路・川・水路を占有したいとき

| | |
|------------|------------|
| 土木管理課(葵区) | ☎ 221-1442 |
| 土木管理課(駿河区) | ☎ 221-1491 |
| 土木事務所(清水区) | ☎ 354-2218 |

建築足場や建物に取り付ける看板などが道路に突出する場合や、川や水路に橋を架ける場合は許可が必要です。

土地の取引や利用をするとき

開発指導課 ☎ 221-1118 ・ ☎ 221-1117

一定規模以上の土地の売買をするときや、土地造成などの開発行為や市街化調整区域内の建築、土・砂利・岩石の採取などの土地利用には許可等の手続きが必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

※地価公示価格等は、開発指導課、各区の地域総務課、各支所、各図書館で閲覧できます。



動物指導センター

動物指導センター(葵区・駿河区)

葵区産女953
☎278-6409・☎278-2987

動物指導センター(清水区)

清水庁舎2階
☎354-2403・☎354-2226

蒲原支所※

清水区蒲原新田一丁目21-1
☎385-7730・☎385-7999

※蒲原支所は犬の登録、注射済票交付のみ受け付けます

- ◇犬の登録、狂犬病予防注射
- ◇放浪犬の保護
- ◇飼い犬の指導
- ◇動物取扱業の登録、特定動物の許可に関すること
- ◇犬、猫の引き取り相談
引き取り日時等を限定していますので、必ず事前にご相談ください。
- ◇死亡した動物の火葬

動物指導センター

葵区産女953 ☎278-6409
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
土曜日 午前9時～午後4時
※12月29日～1月3日 日曜日、祝日を除く

清水小動物火葬

清水区北矢部1452 ☎351-8575
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後2時
土・日曜日、祝日 午前8時30分～正午
※友引と1月1日を除く

動物愛護館

葵区産女954 ☎278-4070

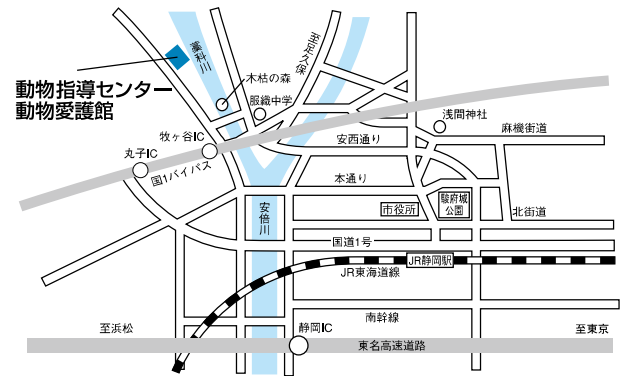
月曜日休館(祝日の場合は翌日)

犬猫とのふれあいや動物に関する展示物・図書等とおして、子どもたちへの動物愛護精神の普及に努めるとともに飼育相談にも対応しています。

さらに、しつけ方教室や飼い方講習会などのイベントや、犬猫の譲渡も行っています。また館内でグルーミング指導も行っています。

他にも、福祉施設へのふれあい訪問活動や幼稚園等へのワンワン教室なども行っています。

動物指導センター・動物愛護館(葵区) 案内図



野鳥を飼っている方は

環境創造課

☎221-1319・☎221-1492

各区役所地域総務課

葵区 ☎221-1595

駿河区 ☎287-8697

清水区 ☎354-2170

◇野鳥を飼うには「飼養登録票」の更新が必要です。

◇「飼養登録票」の登録交付手数料は3,900円です。

※平成24年4月1日から愛玩目的の捕獲はできなくなりました。

負傷動物の保護は

犬猫/動物指導センター

☎278-6409・☎278-2987

○野生鳥獣が負傷した場合は

静岡県森林整備課 ☎286-9011

道路上の飼い主不明の犬猫等の死体処理

収集業務課

☎221-1365、1074

清水収集センター(清水区のみ)

☎366-2751

飼い主がわからない犬猫など小動物の死体が道路上にある場合にご連絡ください。ご連絡をもとに、場所を確認後、回収します。(ご連絡については、祭日を除く平日にお願いいたします。)

なお、日曜日、年末年始の休みは業務を行いません。このような時は段ボール等に入れ、保管するなどして業務を行っている日にご連絡ください。

犬を飼うには

動物指導センター(葵区・駿河区)

葵区産女953

☎278-6409・☎278-2987

動物指導センター(清水区)

清水庁舎 2階

☎354-2403・☎354-2226

蒲原支所

清水区蒲原新田一丁目21-1

☎385-7730・☎385-7999

- ◆犬の登録と狂犬病の予防注射を受けましょう
狂犬病は世界中で多くの方が感染し、毎年5万人以上の死亡が報告されています。狂犬病は発症すると治療法が無く、必ず死に至る、最も危険な人獣共通感染症です。
飼犬の登録と毎年の狂犬病の予防注射は法律により義務づけられています。絶対に忘れずに行いましょう。
- ◆飼主の皆様へ
 - 犬は家族の一員、責任をもって最後まで飼いましょう。
 - 放し飼いや、散歩中にヒモや鎖を放すことは他人に迷惑なだけでなく条例違反です。絶対にやめましょう！
 - 愛犬のフンの後始末はきちんとしましょう。
- ◆飼犬の登録料金等

| | |
|---------------|--------|
| 新規飼犬登録手数料 | 3,000円 |
| 犬の鑑札の再交付手数料 | 1,600円 |
| 注射済票交付手数料(新規) | 550円 |
| 注射済票再交付手数料 | 340円 |

詳しくは、お問い合わせください。

快適な環境をつくるために

環境保全課

☎221-1358、1359・☎221-1186

大気、水質、騒音等の環境の状況を調査・監視するとともに、苦情の調査や指導も行っています。工事・事業場からの大気汚染、騒音等でお困りの際には、ご相談ください。

公害のないまちづくりのために

環境保全課

☎221-1358、1359・☎221-1186

工場・事業場には、公害防止に係る届出や規制が定められているものがあります。工場等を設置したり、施設を変更したりするときは、事前にご連絡ください。

地下水を利用するとき (井戸を掘るとき)

環境保全課

☎221-1359・☎221-1186

井戸を設置するとき、ポンプの吐出口口径が42mmを超える場合、あらかじめ届出が必要です。

中小企業融資

産業振興課 ☎ 354-2232 ☎ 354-2132
 静岡市産学交流センター ☎ 275-1657 ☎ 275-1658

| 主な制度名 | 融資対象者 | 融資額 | 資金使途及び融資期間 |
|------------------------------------|---|---|---|
| 小口資金 | ○市内に事務所、または事業所を有し、3ヵ月以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。 | 700万円以内 | ●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●5年以内 (6ヵ月以内の据置可能) |
| 短期経営改善資金 | ○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。 | 1企業 700万円以内 1組合 1,500万円以内 | ●運転資金 ●5ヵ月以内 |
| 産業振興資金 | ○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。 | 3,000万円以内 ※特別小口の場合 2,000万円以内 ※新分野進出に 係る資金の場合 1,000万円以内 | ●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●7年以内 ※特別小口の場合5年以内 (1年以内の据置可能) |
| 設備投資強化資金 | ○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。 ○次のいずれかの要件を満たす設備を市内の事務所、又は事業所に設置すること。 ①新製品・新商品の開発及び生産に使用される設備 ②従来の設備と比較して生産性が10%以上向上することが見込まれる設備 ③先端設備等導入計画に基づき導入する設備 | 5,000万円以内 | ●設備資金 10年以内 (1年以内の据置可能) |
| 創業支援資金 | ○市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者。(分社、廃業後5年未満の者を含む) ○市内に居住していること。(法人の場合は、代表者) ○市内に事務所、または事業所を有するかその見込のあること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。 | 500万円以内 ※特定創業支援 事業の修了者 1,000万円以内 | ●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●5年以内 (1年以内の据置可能) |
| 事業承継支援資金 | ○市内に事務所、または事業所を有し事業を営んでいること。 ○納期の到来した市民税を完納していること。 ◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業承継・引継ぎ支援センター」又は「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、またはその事業を譲受け、引き続き市内において事業を営むこと(市内に本店を置き事業を営む者が、市外で事業を営む者から事業を譲り受ける場合も含む。ただし、貸付期間内に本社機能を移転する場合は利子補給を終了する)。 ※事業承継の契約締結後5年までが対象。 | 3,000万円以内 | ●事業承継に係る資金 ●10年以内 (1年以内の据置可能) |
| 景気変動対策資金 | ○セーフティネット4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた小規模事業者。 ○市内に事務所、または事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ○市内に居住していること(個人の場合)。 ○納期の到来した静岡市民税を完納していること。 | 3,000万円以内 | ●運転資金・設備資金 ※運転資金でのみ借換可 ●10年以内 (2年以内の据置可能) |
| その他利子補給制度 小規模事業者経営 改善(マル経)資金 | (利子助成対象者) ○静岡市内の商工会議所及び商工会から推薦を受け、㈱日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善(マル経)資金を借りた事業者であること。 ○市内に事務所、または事業所を有していること。 | 2,000万円以内 | ●運転資金・設備資金 ●運転資金7年以内 (1年以内の据置可能) 設備資金10年以内 (2年以内の据置可能) ※利子補給期間1年 |

※いずれも受付は随時行っています。お申し込みは、直接最寄りの取扱金融機関まで。

※制度によっては上記以外にも資本金の額または出資総額、従業員数等の制限がありますのでご相談ください。

※各融資制度の利率等、詳細については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

※融資の際に必要なとなる保証料に対して補助制度があります。

※融資制度にはその他のメニューもありますのでお問い合わせください。